

お得意様各位

平成27年11月20日

株式会社 タテムラ
システムサービス課
福生市牛浜104

System-V 平成27年度第2弾法人税申告書・電子申告プログラムのネット更新について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り誠にありがとうございます。

平成27年度改正地方税申告書に対応し、法人税申告書プログラムを第2弾として更新致しましたのでお知らせ致します。あわせて、法人税申告書の平成27年8月10日以後終了事業年度分の別表対応等も行っております。第2弾プログラムより資本金等の入力方法が変更となっておりますので、資本金の金額等の変更がある場合は特にご注意いただきますようお願い申し上げます。

また、この更新に合わせて電子申告プログラムも更新しました。今回の更新後は、平成27年度第2弾法人税申告書プログラムをご利用下さい。

- ・平成27年法人税・地方税申告データの電子申告変換では、第2弾の連動計算がかかります。電子申告を行う申告書は、必ず第2弾プログラムにて作成して下さい。
- ・今回の更新作業を行う前に法人税・地方税申告書の作成が完了している場合は、電子申告を終了させてから更新を行うか、更新後に第2弾プログラムでデータを確認してから電子申告を行うようにして下さい。

電子申告システムをお持ちのお客様は、電子申告環境設定の更新作業もごさいます。詳しくは、同封の資料を参照の上、更新作業を行っていただきますようお願い申し上げます。

今後とも倍旧のお引き立ての程、宜しく願い申し上げます。

敬具

送付資料目次

※改正保守のご加入(未納含む)及びご注文にもとづき、以下の内容を同封しております。

送付プログラム

プログラムの送付はございません。ネット更新をお願い致します。

取扱説明書

- ・ <http://www.ss.tatemura.com/> より確認できます。

案内資料

- ・ System-V ネット更新作業手順及びバージョンNO. 一覧表 1～2
- ・ 電子申告 環境設定インストール方法 3～5
- ・ 平成27年新法人税申告書 更新内容 6～8
- ・ 電子申告システム 更新内容 9～10

送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡下さいますようお願いいたします。尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用下さい。

TEL 042-553-5311 (AM10:00～12:00 PM1:00～3:30)
FAX 042-553-9901

以上

プログラム等のネット更新をご希望のお客様には、弊社システムに更新があった場合マルチウィンドウ端末起動時に以下のメッセージを表示するようになっております。

```

プログラム更新 〇〇 個のファイルが新しくなっています
                1000番の4で更新できます

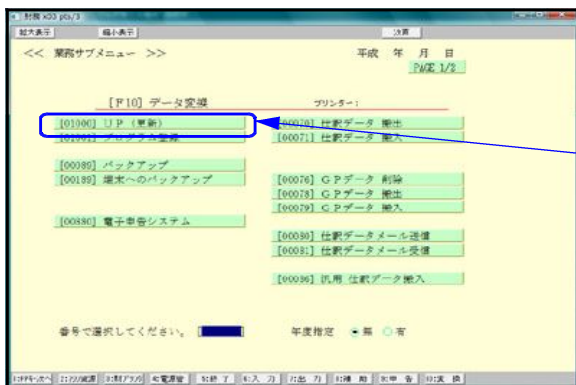
*** 以上を読んだら Enter を押してください ***
  
```

また、同時に更新内容につきましては、あらかじめご登録いただいているメールアドレスに更新のお知らせを送信致します。

上記メッセージを表示した場合、System-Vの更新(サーバー側)及び電子の環境更新(各端末側)がございますので、以下の作業手順に従って更新作業を行って下さい。

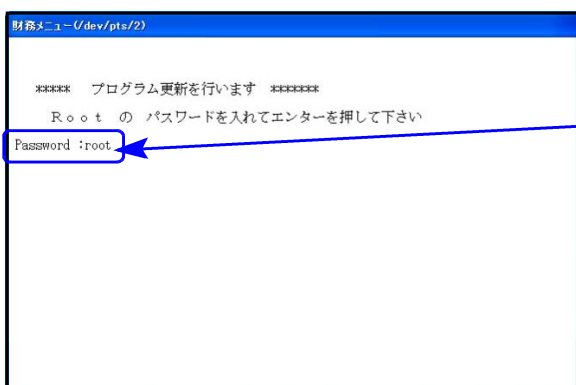
サーバーの更新方法

① [F10]データ変換より、[1000]UP(更新)を選択します。



初期メニューより [F10] データ変換を選択します。[1000] UP(更新)を呼び出します。

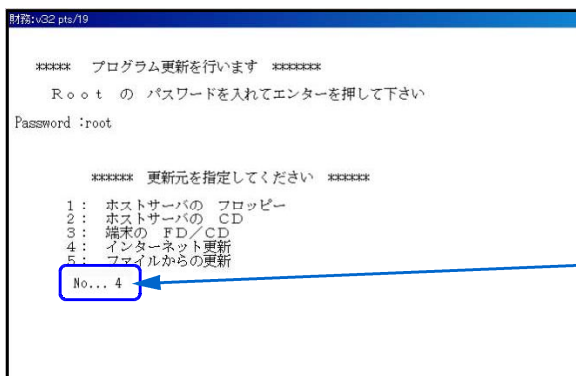
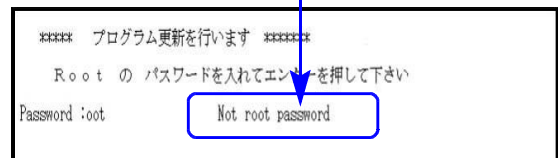
[1000] Enter を押します。



② 左図の画面を表示します、

Enter を押します。
(rootは入力しません)

root は消さないように注意して下さい。
※パスワードを消した場合エラーを表示します。



③ 左図の画面を表示します。

『4』インターネット自動更新を選択します。

4 Enter と押します。

```

財務:V32 pts/19
***** プログラム更新を行います *****
Root の パスワードを入れてエンターを押して下さい
Password :root

***** 更新元を指定してください *****
1 : ホストサーバの フロッピー
2 : ホストサーバの CD
3 : 端末の FD/CD
4 : インターネット更新
5 : ファイルからの更新
No... インターネットで更新できるか調べています
Check host= www.tatemura.co.jp/loginck.html Next
Check host= taml.net/loginck.html Next
Check host= www.tatemura.net/loginck.html 4
Find listURL http://www.tatemura.com/cgi/lxlist.cgi
Check host= www.tatemura.com/cgi/lxlist.cgi Find Data
FileCheck from http://www.tatemura.com/cgi/prdown/tub80/download.cgi 4

```

④ 左図の画面を表示します。

『インターネットで更新できるか調べています』のメッセージを表示します。チェック終了後にインストールが始まりますので終了までそのままお待ち下さい。

転送作業は全システムを見比べ、差分をインストールしております。インターネットの環境にもよりますが、『10～20分』かかります。

```

財務:V32 pts/19
Date: Wed, 10 Feb 2010 02:23:40 GMT
Server: Apache
Check: ccc9c1d1bc509049885dca0aa9cd9d20
Content-Length: 494713
Connection: close
Content-Type: application/octet-stream bin
8
種別情報ファイル をインストールします[y/n/a/l]? ...A
HTTP/1.1 200 OK
Date: Wed, 10 Feb 2010 02:23:42 GMT
Server: Apache
Check: 004737b4004f727cbed87d62b8c4b63e
Content-Length: 12133
Connection: close
Content-Type: application/octet-stream bin
3
GPの初期値 をインストールします[y/n/a/l]? ...A
0
**** ○○ ファイルを更新しました ****
F 5 を押して下さい■

```

⑤ 転送作業が終了すると、更新したファイル数を表示します。

⑥ **F 5** を押して更新画面を終了します。

⑦ サーバーを再起動して下さい。

転送後のバージョン確認

下記のプログラムは **F 9** (申告・個人・分析) の 1・2 頁目、**F 1 0** (データ変換) の 1 頁目に表示します。

PG番号	プログラム名	HD-VER	備 考
9 7	GP年度更新	V-1.37	
1 1 0	新法人税申告書 平成27年度第2弾	V-1.80	平成27年度改正地方税申告書に対応しました。 法人税申告書は平成27年8月10日以後終了及び 10月1日以後終了別表に対応しました。 ※資本金等の入力方法を変更しました。
(2 0 0)	追加別表オプション	V-1.32	
1 9 0	新WP版法人税申告書 平成27年度第2弾	V-1.20	
8 8 0	電子申告	V-1.39	新法人税申告書平成27年度第2弾に対応しました。

※電子申告を行っているパソコンにおきましては、次頁以降の『電子申告環境設定インストール』作業も行って下さい※

電子申告 環境設定インストール方法 ※電子申告をご利用のコンピュータでのみ作業を行って下さい※

- インストールを行う際は、全てのプログラムを終了して下さい。(マルチウィンドウ端末も閉じて下さい。) 終了せずインストールを行うとプログラムが正常に動作しません。
- 以下の説明に沿って各端末機でインストール作業を行って下さい。

<http://www.tatemura.co.jp/>

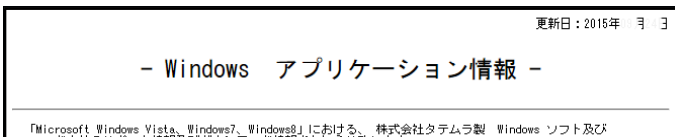
1. タテムラホームページを開き「サービス・サポート」をクリックします。



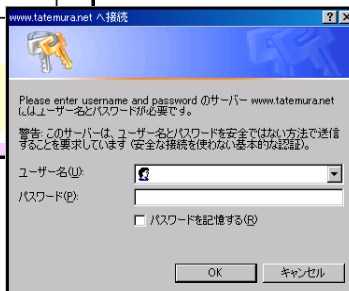
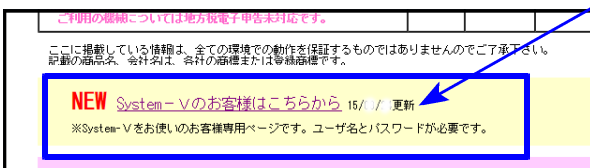
2. 「ダウンロード」をクリックします。



3. 左図の画面が開きます。「ダウンロードはこちらから」をクリックします。



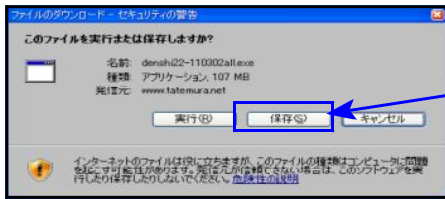
4. 左図の画面を表示します。下へスクロールして「System-Vのお客様はこちらから」をクリックします。



5. 左図を表示します。
更新のお知らせメールに記載されている
ユーザ名 『 XXXX 』
パスワード 『 XXXX 』
を入力して、OKをクリック。

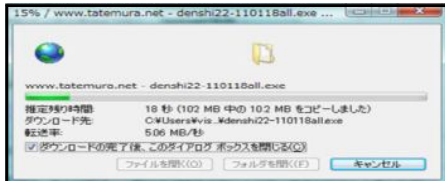


6. 左図の画面を表示します。電子申告の環境設定をインストールします。国税・地方税電子申告システム環境設定の『インストール』をクリックします。



7. 左図の画面を表示します。
保存 を選択して下さい。

※保存場所指定画面が出た場合はデスク
 トップに指定します。



8. 左図の画面を表示します。
 次の画面を表示するまでお待ち下さい。

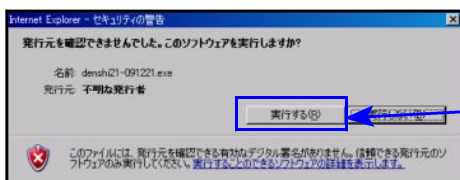
右図の画面を表示した場合は **操作** を選択します。

↓

左側の画面を表示しますので「その他のオプション」をクリックします。

↓

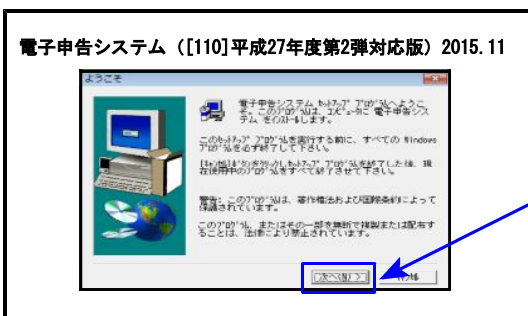
右側の画面を表示したら「実行」を選択します。



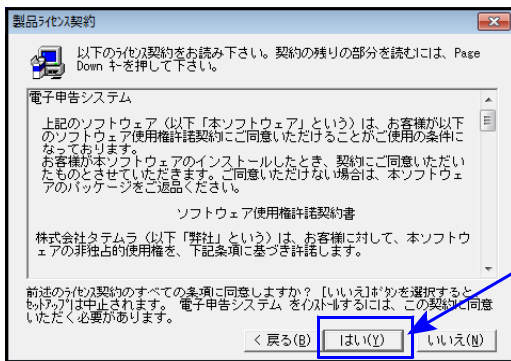
9. 左図の警告画面を表示した場合は **実行する** を選択して下さい。



10. 左図の画面を表示します。
 しばらくお待ち下さい。



11. 左図の画面を表示します。
 「次へ」をクリックします。



12. 左図の画面を表示します。

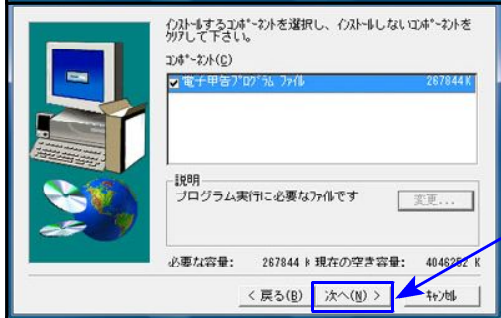
「はい」をクリックします。



13. 左図の画面を表示します。

「次へ」をクリックします。

しばらくお待ち下さい。



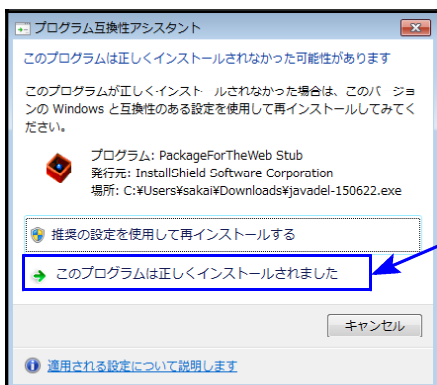
14. 左図の画面を表示します。

「次へ」をクリックします。

更新作業が始まります。
そのまましばらくお待ち下さい。



15. 「セットアップの完了」と表示したら
「完了」をクリックします。



※インストール終了後に「このプログラムは正しくインストールされなかった可能性があります」と表示した場合、
「このプログラムは正しくインストールされました」をクリックします。

以上で更新作業は終了です。

地方税の平成27年度改正に伴い、地方税申告書様式が変更となりましたので、弊社プログラムも対応致しました。
 また、この改正に伴い、入力・計算をわかりやすくするため、地方税共通入力に「資本金等の額」欄を追加し、法人税申告書と合わせて資本金等の金額入力方法も変更しました。

● 地方税共通知報 項目追加

地方税共通知報	
事業年度：平成27年 4月 1日 ~ 平成28年 3月 31日	
法人名：株式会社 東京商事	
法人税額の計算(法人税額の課税標準)	
1 (使途秘匿金税額等) 別表1-1[5]+[7]+[10]外書又は別表1-2[5]+[7]+[10]外書	12,050,000
2 法人税法の法人税額 別表1-1[10]+[10]外書又は別表1-2[8]+[8]外書	12,050,000
3 試験研究費の特別控除額	
4 国家戦略特別区域の権利取得等の特別控除額	
5 還付法人税額等の控除額	
6 退職年金等積立金の法人税額	
7 課税標準となる法人税額 [2]+[3]+[4]-[5]+[6] ※マイナスの時は0	12,050,000
所得金額の計算(事業税の課税標準)	
8 別表4「[8][1]」の所得金額	50,000,000
9 加算 損金算入の所得税額及び復興特別所得税額 (別表4-1[6][2]-[6][3])+(別表4-1[12][2]-[12][3])	
10 算 損金算入の海外投資準備金繰入額	
11 減 益金算入の海外投資準備金戻入額	
12 算 税額控除対象の外国法人税額	
資本金等の額	
26 期末現在の資本金の額又は出資金の額 別表5-1「[32][4]」	30,000,000
27 解散日現在の資本金の額又は出資金の額(基本情報登録)	
28 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 別表5-1「[32][4]」+[33][4]」	55,000,000
29 別表5-1「[38][4]」	55,000,000
30 無償増資額	
31 無償減資等による欠損填補額	
32 期末現在の資本金等の額 ([29]+[30]-[31])	55,000,000
33 [28]と[32]の大きい方	55,000,000
34 法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額 別表5-1「[38][4]」	55,000,000

「資本金等の額」の改正に伴い地方税共通知報にも資本金等の額の項目を追加しました。

無償増資額、無償減資等による欠損填補額入力欄を設けました。

● 資本金等の入力方法の変更

資本金等の金額の表示につきまして、今まではGP申告情報登録データを表示していましたが、今回より別表5-1のデータを表示するように変更しました。
 直接別表5-1を開いて入力するのではなく、基本情報登録で「資本金等の額の明細書」ボタンを押すことにより別表5-1の画面を表示、入力ができるようになっています。

[10] 基本情報登録

The screenshot shows the 'Basic Information Registration' (基本情報登録) screen for a company named 'Tokyo Commerce Co., Ltd.' (株式会社 東京商事). The main screen has a 'Statement of Equity' (資本金等の額の明細書) button highlighted in blue. A pop-up window titled 'Statement of Equity Calculation Statement' (資本金等の額の計算に関する明細書) is overlaid, showing a table with columns for 'Current Equity' (期首現在), 'Increase' (増), and 'Decrease' (減). The table includes rows for 'Equity and Paid-up Capital' (32), 'Capital Reserve' (33), and a 'Total' (38) of 55,000,000. A blue box highlights the 'Total' row in the pop-up window.

同封の『今回(平成27年第2弾)より、資本金等の入力方法が変わりました!』※A4黄色用紙もご覧ください。

- ・ 資本金等の額が変更になった場合は、必ず『GP申告へ転記』ボタンを押してGP申告情報登録へ金額転記を行って下さい。
- ・ 特に電子申告を行っているデータではGP申告情報登録の資本金を変換しますので、金額を合わせておく必要があります。ご注意下さい。

● **地方税** 平成27年度改正（様式・計算）に対応しました。

表 種	変 更 内 容
第6号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人番号欄、経理責任者のふりがな 追加 ・ 資本金等の欄 変更 ・ 項目[46]平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額 追加 ※都官製用紙につきまして、次頁もご確認下さい。
第6号様式別表14	法人番号欄 追加
第6号様式別表4の3	均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」の改正
第6号様式別表9	所得金額控除限度額 計算改正
第6号様式別表5の2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人番号欄 追加 ・ 資本金等の額の明細欄 変更
第6号様式別表5の2の3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人番号欄 追加 ・ 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算欄 変更
第6号様式別表5の2の2 第6号様式別表5の3 第6号様式別表5の4 第6号様式別表5の5	法人番号欄 追加
第9号の3様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都官製用紙の管理番号欄が7ケタから8ケタに増加
第20号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人番号欄、経理責任者のふりがな 追加 ・ 資本金等の欄 変更

※法人番号欄、経理責任者のふりがなについてはG P 申告情報登録に入力欄を追加※

● **法人税**

表 種	変 更 内 容
別表一(一)	弊社プログラム機能追加：[74]打ち消し線
別表一(二)	弊社プログラム機能追加：[61]打ち消し線
別表六(一)・付表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年1月1日以後終了フォームに対応 ・ 入力画面は新別表フォーム／印刷は新旧選択式 ※電子申告e-Taxは平成28年1月1日以後フォーム未対応
別表十三(五)	平成27年8月10日以後終了事業年度フォームに対応 ※8月9日以前は[134]、8月10日以後は[135]で申告書を作成 ※電子申告の場合、[134]8月9日以前フォームのみe-Tax対応のため [134]での入力が必要
別表十六(十)	平成27年8月10日以後終了事業年度フォームに対応
適用額明細書	別表転記対応
《追加別表オプション》 別表六(十八)・付表	平成27年8月10日以後終了事業年度ではそれまでの別表16-17が 別表16-18に変更となり、付表も追加 ※電子申告の場合、e-Taxが未対応のため別途郵送等の提出が必要

【6号様式 都官製用紙について】

官製用紙プリントは、「平成27年度改正」様式と「平成24年6月改正」様式を用意しています。官製用紙に印刷する場合は、お手元の第6号様式官製用紙の右側に印刷されている『〇〇年改正』をご確認の上、用紙番号の指定を行って下さい。

「平成27年度改正」601を指定します。

「平成24年6月改正」9601を指定します。

【別表5-2の法人税、地方法人税中間分の入力方法について再度ご案内致します】

別表5-2の法人税、地方法人税中間分の入力方法についてのお問い合わせが度々寄せられております。入力方法につきまして、再度ご説明申し上げます。

別表5-2の法人税、地方法人税の『当期発生税額[2] 中間（下段グレー枠）』は、別途設けた法人税と地方法人税の中間金額入力欄の合計金額を表示するようになっております。

「期首現在未納税額[1]」欄を中間金額入力欄とし、「法人税」と「地方法人税」に分けて入力できるようになっております。（ピンク色で囲ってあります。）

「法人税」と「地方法人税」の中間金額は、この内訳入力欄へ入力して下さい。

税目及び事業年度	期首現在未納税額	当期発生税額	当期中の納付税額			期末現在未納税額
			充当金取崩による納付	仮払経理による納付	損金経理による納付	
	[1]	[2]	[3]	[4]	[5]	[1]+[2]-[3]-[4]-[5]
法人及び復興、興地特別法法人税						
中間	法人税額 地方法人税額					
確定						
下段：地方法人税中間枠です 別表1-1[41]へ転記します						

※ [110]法人税申告書 平成27年度第2弾に対応しました ※

平成27年4月1日以後終了事業期間の法人税・地方税申告書を電子申告する場合は
平成27年度第2弾 で入力して下さい。

電子申告データ変換時に平成27年第2弾の連動計算がかかります。
第2弾で作成していないデータでは、変換後金額が変わってしまうことがあります。

1. 地方税申告書

[110]法人税申告書プログラムが、地方税平成27年度改正に対応しました。
これにより、[110]でプリントした様式と[880]電子申告のプレビュー様式が一致する
ようになりました。

2. 法人税申告書

●別表13-5

区分	表番号及び別表名
2	[81] 別表8-1・8-1付表
2	[110] 別表11-1
2	[111] 別表11-1の2
2	[112] 別表11-2
2	[132] 別表13-2
1	[134] 別表13-5(H27.8.9前)
2	[135] 別表13-5
2	[150] 別表15

平成27.8.10以後フォームはe-Tax未対応です。

現在電子申告できるのは
[134]で作成した平成27.8.9以前フォームのデータです。

[135]で作成したデータは電子申告できません。
この様式で申告する場合は、別途書面提出が必要です。

●オプションプログラム

区分	表番号及び別表名	区分	表番号及び別表名
	【特別控除】		【特別償却の付表】
2	[9631] 別表6-3付表1	1	[9901] 特別償却の付表1
2	[9666] 別表6-6	1	[9902] 特別償却の付表2
2	[9667] 別表6-7	1	[9908] 特別償却の付表8
2	[9668] 別表6-8	1	[9917] 特別償却の付表17
2	[9669] 別表6-9		
2	[9610] 別表6-10		
2	[9612] 別表6-12		
1	[9617] 別表6-17(H27.8.9前)		
	[9618] 別表6-18		
2	[9619] 別表6-18付		

特別償却は未対応です。
(例年12月対応)

別表6-17は平成27.8.10以後終了事業年度用
では、別表16-8・付表に変更となっていま
すがe-Tax未対応です。
[9618][9619]で作成したデータは電子申告
できません。別途書面提出が必要です。

3. 資本金の変換について

電子申告では、GP申告情報登録から資本金等の金額を変換する項目があります。

法人税申告書：別表1-1「期末現在の資本金の額又は出資金の額」
別表1-2「期末現在の出資金の額」

地方税申告書：第6号様式・第20号様式「期末現在の資本金の額又は出資金の額」
第7号様式・第20号の3様式「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」

資本金等の金額変更があった場合は、GP申告情報登録の額も必ず変更して下さい。

4. 税務代理権限証書の添付について

国税についてはe-Tax、地方税についてはeLTAXに準じて平成27年6月30日以前様式(旧様式)と平成27年7月1日以降新様式のいずれかを変換するようになっています。

- 法人税・復興税・消費税法人(課税期間の自年月日が27.4.1以降)
新様式となっていますので、変換チェックを付けて電子申告を行って下さい。
- 消費税法人(課税期間の自年月日が27.3.31以前)・消費税個人
電子申告変換では旧様式になってしまいますので、別途旧様式の税務代理権限証書をe-Tax又は郵送等行って下さい。
※変換の際には、税務代理権限証書の変換チェックを付けないようご注意ください。
- 地方税
eLTAXでの新様式の提出が自年月日27.7.1以後となっていますので、自年月日27.6.30以前は旧様式での提出となります。
これに準じて自年月日が27.6.30以前・・・旧様式
" 27.7.1 以後・・・新様式 で変換します。

詳細につきましては、日本税理士会連合会ホームページ等にてご確認下さい。